

特 集

心身障害児の生徒指導

はじめに

重要な課題となっている。

養護学校教育の義務制が、昭和四十四年に施行以来六年目を迎えた。この間、本県教育委員会は、「心身に障害をもつ子どもたちへのより豊かな教育の推進」を重点施策に掲げ、すべての子どもに教育の場を確保するとともに、一人一人の児童生徒の障害の種類、程度、能力、特性等に応じた教育課程の編成、指導内容、方法の研究開発等に努めるなど、本県養護教育の充実に努力してきた。

義務制施行後、養護教育諸学校の児童生徒の実態は、従来、就学猶予、免除されていた重度、重複障害児が就学するようになり多様化の傾向が進み、比較的障害の程度が軽度で障害の状態の改善を図りながら小、中、高等学校に準じた教育が可能な者から、知的な発達の遅れや運動機能障害のため、常時介助を必要とする程度の者まで、幅広い多様な障害をもつ児童生徒を対象とするようになってきた。

このことにより、養護教育諸学校においては、児童生徒の障害の種類・程度、能力、特性等、児童生徒の障害の実態、発達段階に即応した教育課程の編成に努めるとともに、具体的な教育目標、指導形態や内容、方法について創意工夫を加え、一人一人の実態に適応した指導の充実を図つていくことが

心身障害児は、知能の問題、視覚・聴覚の問題、言語の問題、情緒・行動の問題といったさまざまな問題をあわせもつていることが多い、一人一人の教育的ニーズは多様である。

人間の基本的欲求や成長発達の過程

は、障害児も健常児も同一であるといわれるが、障害児は、心身の障害によって、人格形成上、何らかの面で発達が阻害され、知的発達、運動能力、情緒、社会性の発達等に遅れや偏りを生じている児童生徒であり、画一的な指導をすることは、適切でない。従つて指導にあたつては、その子どもの発達像を多面的にとらえ、適切な働きかけがきわめて重要である。特に、重複障害児においては、感覚や感情、運動機能の発達の芽ばえを大切にし、教師の適切な働きかけをとおし、人と人とのかかわり、日常生活の基本的な行動様式や、言語の習得等の基礎的・基本的な内容を日常の教育活動の中に位置づけることが大切である。

心身障害児の教育は、単に知識や技能を身につけ理解を深めることで終わるものではなく、一人一人の毎日の生活の充実と障害の状態の改善を図り、心身の調和的発達を促し、自発性、自主性を育み、可能性を最大限に伸ばし、身

辺の自立、精神的自立、社会的自立などを将来の適切な進路をえがきながら、人間性豊かな児童生徒の育成を目標に教育にあたることが基本となる。

この観点から考えてみると、重複障害児の教育では、学習活動と生徒指導とを分けることが困難であり、日常の教育活動を効果的にすすめるためには生徒指導の持つ機能を生かすことが、必須の条件であると考えられる。

生徒指導は「すべての児童生徒の人格の価値を尊重し、個性、能力の伸長を図りながら、社会的、国民的資質や行動を高めること」「学校生活への適応性や自己実現への援助・指導」であるとするならば、心身障害児教育の中では、「生き方」「生きる力」を育む人間形成のうえで真に必要な機能であることを認識し、教職員の共通理解を深め現在の指導のあり方について見直し、指導の充実を図つていくことが必要である。

二、心身障害児の生徒指導上の問題

児童生徒の障害の多様化と重度・重複化により障害児の理解や指導法など専門的研修が必要になつてきている。このことは、一方では、児童生徒の問題でありながら、他方では指導者の問題であつたり、生活を共にしている人とのかかわり方の問題であることも少くない。